

事務連絡
令和5年10月23日

障害福祉サービス事業所 様
地域生活支援事業 登録事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

障害福祉サービス等請求事務に係るお知らせ及び障害福祉サービス支給決定ガイドラインの様式変更について

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、標記の件について下記のとおりお知らせします。ご確認くださいませよう、お願いいたします。

記

1. 障害福祉サービス等請求事務に係るお問合せについて

ご利用のシステムによっては、送信した請求に対するエラーや警告の内容を、請求月中にご確認いただけるものがあります。しかし、請求月1日～10日頃は国保連合会での請求受付、仮審査期間、11日～20日頃国保連合会での一次審査期間、20日～25日頃は当市での二次審査期間として設けられており、請求月の25日までは、審査が確定しておりません。請求月中におけるエラー内容及び警告内容の確認については、請求に誤りがなかったか否かの、自主点検用としてご活用ください。

確定した審査内容については、請求月の翌月1日以降にお伝えすることができますので、ご協力をお願いいたします。

【例】

	11/1～11/10	11/11～11/25	11/25～11/30	12/1～
11月請求 (～10月提供分)	× (請求受付・ 仮審査期間)	× (一次・二次 審査期間)	△ (通知前)	○ (通知済)

※審査期間中であるため、審査が確定していません

2. 「障害福祉サービス等請求の手引き」について

市ホームページ「障害福祉サービス等請求の手引き」に掲載しています。
ぜひ、ご活用ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034659.html>

3. 過誤申立について

令和5年10月から、過誤申立書様式を変更いたしました。

(従来は1枚につき1件しか記載ができない様式でしたが、新様式では1枚につき10件分記載できるようになっております。)

その他、記載例や、過誤申立の仕組みについてまとめた資料等も掲載をしていますので、下記ページをご確認ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002707.html>

4. 障害福祉サービス支給決定ガイドラインの様式変更について

「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン(第2版:令和3年3月1日)」に掲載しております「(様式第18号)計画相談支援依頼(変更)届出書」について、事業所番号の記入欄を追加いたしました。

変更後の様式につきましては、市ホームページ「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドラインについて」掲載ページ様式集からダウンロードして利用することができます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024612.html>

5. 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて

令和5年6月1日以降から、新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いを一部終了・変更しています。

下記ページをご確認ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000021953.html>

6. 重度障害者等就労支援事業について

令和5年10月から新規事業を開始しました。

下記ページをご確認いただき、ご利用の相談等ある場合、障害福祉認定給付課までご連絡ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000036232.html>

障害福祉認定給付課 電 話 : 06-4309-3184(直通) F A X : 06-4309-3813
